

## 大分市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領

平成 25 年 2 月 1 日 制定

### (目的)

第 1 条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の規定により大分市長（以下「市長」という。）が行う認定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの基準をいう。
- 二 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関をいう。

### (市長が定めた機関による技術的審査)

第 3 条 法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第 54 条第 1 項第 1 号に定める基準に適合していることについて、次に掲げる機関（以下「市長が定めた機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

- 一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住戸が認定対象の場合 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
- 二 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。）
- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、市長が定めた機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の原本を申請書に添付することにより、適合証の提出がある場合の申請手数料金額とすることができる。
- 3 前項の規定により添付する適合証は、法第 54 条第 1 項第 1 号に定める次の各号の認定基準の全てに適合することを証したものであること。
  - 一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
  - 二 一次エネルギー消費量に関する基準
  - 三 その他の基準

(市長が必要と認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)。

以下「省令」という。) 第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 前条の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証。なお、適合証を提出した場合にあっては各種計算書を省略することができる。
- 二 都市の緑地の保全への配慮説明書(様式①)
- 三 その他認定の審査等において市長が必要と認める図書

(設計内容説明書)

第5条 省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸にあっては様式1、共同住宅等の共用部にあっては様式2、非住宅建築物にあっては様式3によるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする場合、認定申請取下げ届(様式4)を市長に提出するものとする。

(建築の取りやめ)

第7条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする場合、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式5)に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合、認定しない旨の通知書(様式6)にその理由を記し、申請者に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第9条 法第54条第2項の規定による申出があった場合(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。)において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、市長は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を構造計算適合性判定審査業務委託先

に委託することができる。

(都市の緑地の保全への配慮に関する取扱い)

第 10 条 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号）4 (2) ③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いは、次に掲げる事項に適合することを原則とする。

- 一 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 45 条第 1 項に規定する緑地協定
  - 二 建築基準法第 69 条に規定する建築協定
  - 三 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する都市施設である緑地の区域外であること。
  - 四 緑地保全に関する大分市の条例
- 2 前項の規定に関わらず、市長がやむを得ないと認める場合は、低炭素建築物新築等の認定を行うことができる。

(報告の徴収)

第 11 条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、建築工事が完了した旨の報告書（様式 7）により、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、法第 56 条の規定による報告の徴収を行う場合、報告の徴収を求める旨の通知書（様式 8）により行うものとする。
- 3 認定建築主は、法第 56 条による報告を求められた場合、低炭素建築物の新築等の状況報告書（様式 9）に、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(改善命令)

第 12 条 市長は、法第 57 条の改善命令を、改善命令書（様式 10）により行うものとする。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、法第 58 条の認定の取消しを、認定取消通知書（様式 11）により行うものとする。

(認定建築主変更等届)

第 14 条 次に掲げる者は、認定建築主変更届（様式 12）正一通及び副一通を市長に提出するものとする。

- 一 認定建築主の一般承継人
- 二 認定建築主から認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権を取得し

た者

(その他)

第15条 前条までの規定により難い場合は、別途市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。